

市内飲食店等のみなさまへ



～ まちの飲食店応援プロジェクト ～

飲食店募集要項・実施手引き

店舗登録期間 5月15日～6月30日

新型コロナウイルスの影響で飲食店等の市内店舗の消費が減少しています。

まちの飲食店応援プロジェクトでは、飲食店等で持ち帰り商品を購入される市内在住者、在勤者を対象に市内飲食店3店舗で持ち帰り商品をそれぞれ2,000円分以上購入された方に3,000円分のたんば共通商品券を交付し、飲食店等での消費拡大、食材を生産される生産者の安定供給の維持のために消費者が一丸となって、市内の経済活動の維持回復に取り組むことを目的としています。

各飲食店等におかれましては、このプロジェクトの対象飲食店として、ご登録いただきますようお願いいたします。

この事業に関するお問い合わせ先

- 丹波市産業経済部新産業創造課（丹波市春日町黒井 811 番地）
電話またはメールでお問い合わせください。
【電 話】 0795-74-1464
【メール】 shinsangyou@city.tamba.lg.jp
- たんば商業協同組合（丹波市柏原町母坪 335-1）
【電 話】 0795-72-0112

1 実施期間

令和2年5月27日 ～ 令和2年8月31日

2 対象店舗

次の項目すべてに該当する店舗が対象店舗です。

- (1) 飲食店営業許可を有していること。
- (2) 市内において事業を営んでいること。(ただし、ナショナルチェーン店、フランチャイズ加盟店を除きます。)
- (3) 主たる事業が、日本標準産業分類に掲げる宿泊業、飲食店、配達飲食サービス業のいずれかであること。 → 各業種の例示は、「11 各業種の例示」をご覧ください。

3 対象商品

この事業では、持ち帰り商品を対象商品としています。消費者の注文に応じて調理された商品を対象としていますので、次のような商品は、**対象外**となります。

- (1) 菓子類、飲料類(本体価格を超えないセット商品である場合を除きます。)
- (2) 消費者の注文なく調理され販売されているもの(惣菜おかずなど)
- (3) 持ち帰って調理が必要なもの(なまもの)

4 参加対象者

参加対象者は、丹波市在住者または在勤者としています。

5 対象店舗の登録

この事業の対象店舗として参加するためには、あらかじめ店舗の登録が必要となります。

店舗名称、住所、電話番号などを登録してもらうとともに、持ち帰り商品購入の際に押印していただく店名印を登録していただきます。店名印は、判子、スタンプ、シールなど店舗が特定できるものをご登録ください。

登録いただいた店舗情報は、丹波市公式ホームページで随時更新し、発信します。

対象店舗に登録される場合は、「**丹波市飲食店消費促進支援事業対象飲食店登録届**」「**飲食店営業許可証の写し**」「**誓約書**」をご提出ください。登録届の様式は、市ホームページからダウンロードできます。また、登録いただいた店舗情報は、事業の円滑な遂行のため丹波健康福祉事務所に共有させていただきますので、ご了承ください。

 キーワードでさがす

提出様式は、丹波市公式ホームページからダウンロードできます。

登録届・営業許可証の提出先、提出方法

提出先	〒669-4192 丹波市春日町黒井 811 番地 丹波市役所産業経済部新産業創造課 T E L 0795-74-1464
提出方法	郵送または持参によりご提出ください。

6 登録証の掲示

対象店舗として登録したときは、「飲食店登録証」を交付しますので、消費者が登録店舗であることを確認できるよう店頭に登録証の掲示をお願いします。

7 店名印の押印

参加者が**レシート 1 枚につき持ち帰り商品を 2,000 円分以上**購入した際に、登録しておいた**店名印**を**応募用紙**（応募用紙は参加者が持参）と**レシートに 1 個押印し、応募用紙に店舗番号**を記載してください。

なお、この事業では、異なる 3 つの店舗の店名印が必要ですので、**1 枚の応募用紙に 2 つ以上同じ店舗の店名印は押印できません。**

8 商品券の引換

異なる 3 つの店名印と購入したレシートを 3 枚集めると、たんば共通商品券 3,000 円分と引き換えします。引換所は、応募用紙に記載していますので、参加者にご案内ください。

9 対象店舗の登録取消

次のような事案が生じたときは、対象店舗の登録を取り消します。

- (1) 虚偽、不正行為など公序良俗に反すると認められる行為が確認されたとき。
- (2) 登録店舗から登録取消の申出があったとき。
- (3) 募集要項・実施手引きを遵守しなかったとき。

10 ご留意いただきたいこと

- (1) 持ち帰り商品の提供の際には、容器の簡素化にご協力いただき、可能な限り家庭ごみの減量化にご協力くださいますようお願いいたします。
- (2) これからの季節に向けて、持ち帰り商品の取り扱いには十分にご留意ください。
- (3) この事業において消費者との間に生じたトラブル等には市は一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
- (4) 持ち帰り商品の提供について相談が必要なときは、丹波健康福祉事務所食品薬務衛生課（TEL 0795-73-3769）にあらかじめご相談ください。

11 各業種の例示（日本標準産業分類に準じています。）

宿泊業・・旅館、ホテル / 飲食店・・食堂・レストラン、日本料理店、中華料理店、居酒屋、喫茶店 / 配達飲食サービス業・・仕出し料理屋、仕出し弁当屋

商品券引き換えまでの流れ

